広報にいつ

発行所　新津市役所
発行人　新津市役所 総務企画課 電話代表550番
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

市長選挙は6月12日に決まる

告示は6月2日

立会演説会条例を制定　市長選に適用

市長の任期が六月二十四日で満了となるため、この選挙の期日を検討していましたが、たまたま六月には参議院議員の通常選挙が行なわれる予定であることを考慮し、六月二日告示、六月十二日投票日と決まりました。

また、現在国会で公職選挙法の一部改正が行なわれようとしていますが、この改正が行なわれると、補充選挙人名簿の作成要領などに変更があるかも知れず、市選管では、とりあえず、これに対処する方法として、入場券の早期配布にかえて、名簿登録証を各世帯毎に配布するよう計画と準備を進めています。登録証配布の時期は四月下旬になる予定です。

六月十二日に行なわれる市長選挙に立会演説会が開催されることになりました。

三月十二日開会された定例市議会に「新津市立会演説会に関する条例」が提案され、満場一致で議決されましたが、これによると市長選挙について選挙管理委員会で公営の立会演説会を開催することとなるわけです。

立会演説会場は二会場の予定

選挙管理委員会では、この条例提案に先立っていろいろ検討し、また市内に事務所のある政党の意見もきき対策を練っておりますが、六月には、ちょうど参議院議員通常選挙が行なわれることや市長選挙にはじめて記号式投票が採用されること。また選挙公報も発行しなければならないことなど事務の複雑することが予想されるので、立会演説会は、第一小学校と第二小学校の二会場にだけ行なうことになる予定です。

このため、市街地から離れた地域の有権者の方々には、できるだけ便宜を図りたいと考えておりますが、四年間の市政を託す市長選挙候補者の立会演説会の意義を十分理解して、たくさんの有権者にお集まりいただけるようねがっています。

記号式投票 ②

記載所にゴム印を用意　○の印を押すだけ

記号式投票でも、投票用紙に○をつける方法として、押印式記号投票と自書式記号投票があります。

押印式記号投票とは、あらかじめ○のゴム印を投票記載所に備えつけておき、このゴム印で○の記号をつける方法で、自書式記号投票とは、鉛筆とかペンで○の印を書く方法のことです。

当市の場合は、記載所にゴム印を備えつけておく方法即ち押印式を採用する予定です。

押印式のよい点は

1　ゴム印を押すだけであるから簡単である

2　鉛筆など筆記具を備えつけておかないので×や——で候補者の氏名を消して、無効投票になることがなくなる

など考えられますが、反面、慣れないためにスタンプインクをあまりていねいにつけ過ぎて投票用紙の反対側に映るおそれがあることや、間違って投票したくない候補者の欄に○をつけた場合に訂正することがむずかしい等の不利な点が考えられます。

しかし、反対側に映る心配がある点については投票用紙の紙質を十分検討して防止することにしていますし、間違った場合は遠慮なく、係に申出て取替えて貰ろうことで解決できると思います。

とかく投票所は固苦しく、とても投票用紙を取替えて貰ろうことなどできないという意見を聴くことがありますが、大切な一票のことですから率直に申出るようにしてください。

選管でも投票所のふんい気をできるだけやわらげるよう努力するつもりですからご協力をお願いします。

決められた欄以外に○をつけたり、○以外の記号や符号をつけたりすると、全部無効になってしまいます。

人口動態

（昭和40年2月末日現在）

人口	56,868		
世帯数	11,739		
（2月中）			
出生	95	死亡	26
婚姻	28	離婚	4
転入	314	転出	145

新しい町割町名で四月一日からスタート

39年度実施の住居表示整備地域

住居表示審議会の答申に基づいて、昨年から作業を進めておりました住居表示実施区域の新しい町割、町名がそれぞれ別図のように決められ、去る三月十七日正式に議決され、四月一日から新しい町割、町名でスタートすることになりました。

これにより実施区域の方々の住所の呼称は四月一日から全く改められ、従前の住所の呼称として用いてきた新津市大字何々、何番地という表示はなくなり、新津市○○町（○丁目）○番○号という「街区符号」と「住居番号」を用いた新しい住居表示方式で表示されることになります。また住民登録、印鑑届、選挙人名簿等の諸届出、会社、商店等の印判、個人の名刺等のたぐいなどの住所の表示が全部改められます。

関係者には、新しい住居番号を個人ごとに通知し、またチラシ等により周知徹底を計っておりますが、実施区域外の方々も、新しく決められた町名を積極的に使用されるよう望みます。

新しく決められた町名は、新町を、新町一丁目 二丁目、三丁目に
日宝町は従前通り
旭町、西金沢、新町の一部を、金沢町一丁目、二丁目、三丁目に
滝谷本町、山先の一部を滝谷本町

住居表示実施後の町名および区域図

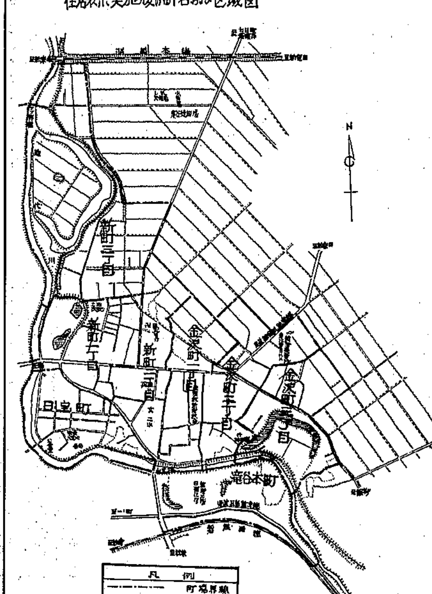

「明るく正しい選挙運動」

『公明選挙運動を改称』

昭和二十七年から十年以上の永い間親しまれてきた「公明選挙運動」が「明るく正しい選挙運動」として生まれかわりました。

これは新聞紙上等でも報道されておりますように、新しくできた政党とまぎらわしいことと選挙制度七十五年、普通選挙四十年、婦人参政二十年を契機として選挙の実態をより正しいものとするように心機一転の意味を含めて自治省で公募していたもので、市の選挙管理委員会でも、六月の参議院議員通常選挙、市長選挙に「明るく正しい選挙運動」を全市に展開することとしております。

皆さんの真心に感謝

救援米 義えん金 北海道へ

北海道の冷害は全道にわたり、とくに北見、帯広地方北辺へき地は水稲をはじめ農作物の収穫は半作にも満たない凶作に遭遇し、その被害額六百億円にのぼるといわれ被災農家の深刻な生活不安の様相が伝えられております。

よって当市でも各種機関を通じて救援運動が展開されてきましたが、市内農家（米の売渡農家を対象）からの一戸一袋（一升）運動による救援米が二、七三三袋（約四、一〇〇kg）集り、それぞれ集荷荷造りの上二月二十日鉄道便で北海道知事あて発送されました。

また日赤新津市地区・新津市共同募金支会・新津市社会福祉協議会の共催で義えん金を募りましたところ日赤新津市地区事務局（民生課内）に寄せられました各方面の積極的な暖い援護のご厚情は総計六五、八四〇円と外に煙草十こ入一包となりましたので日赤県支部を通じ北海道冷害農家へ送りました。

この運動にご協力いただいた次の皆様、また関係機関に心から感謝申し上げます。

救援米運動に参加された市内全農家

義えん金協力者（敬称略）

二之町　堤　久子
中新田　日赤奉仕団阿賀満分団中新田班長
新町　堀田みどり
〃　生田　起外五名
一之町　松本セキ（現金および品物）
小合　南部婦人会長
中沢　今井セツ外七名
〃　鈴木栄作外一三名
〃　高橋　淡
田家上組　田中高一郎外二名
満願寺　第三中学校
匿名（一名）
浦ヶ沢部落一同　程島部落一同　金津新田部落一同
同　市新部落一同　岡田部落一同　新郷屋部落一同
同　金屋部落一同　小口部落一同　下新部落一同
六郷部落一同　大関部落一同　東金沢部落一同
下興野部落一同　荻島部落一同　北上新田部落一同
同　東善道町内一同　上善道町内一同　田家宮前町内一同　日宝町町内一同
同　秋葉町内一同　新栄町町内一同　新町町内一同
同　停車場通り町内一同

身障児に香典返しなどの好意

二月中福祉事務所に次のとおりご好意が寄せられました。

○身体障害児童の福祉のために
一五、〇〇〇円（香典返し）　秋葉　桜井音次郎

○社会福祉のために
二〇〇円（2回目）　新町　大杉正衛
三〇〇円（24回目）　東京　匿名
二〇〇円（報労金）　中村　柳原長助

○新入学を祝って要保護児童に
本立　二二個　今井家具製作所　今井重雄
カバン　二二個　新津青年会議所

国民健康保険料

4月から仮賦課額で

39年度、年額国保料÷12＝4月からの国保料

例年、四月からの国民健康保険料（国保料）は前年の所得の確定するまでの間、前の年度の国保料を基に按分した仮賦課額でお願いしていましたが、今年も4月分から国保条例の定めるところにより仮賦課額でお納めいただくことになります。

「条例で定める賦課額とは」

昭和39年度の年額（昨年の4月分から今年の3月分まで）国保料を、12で割った一か月分をいいます。

したがってその一か月分が4月からの各月の納入額ということになります。

「仮賦課額の修正の申出」

次のような方で、申出のあったときは調査の上適当と思われる場合には仮賦課額の修正（減額）が受けられます。

1、昭和38年の所得より昭和39年の所得が著しく下回る方

2、昭和39年に退職し以後無職、無収入となられた方

3、その他仮賦課額を減額することが適当と認めたとき

以上に該当される方は税務課国保料係までおいでくだされればご相談に応じております。

「医療費の緊急是正と国保料との関係」

今年の八月から医療費の約一〇%が引き上げられましたが、国保料についても据置きは無理で、八月の精算時期にはこれらも含めた国保料が決定されることになります。